

奈良県告示第二百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和三年十月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
晋栄福祉会診療所	生駒市高山町八〇三〇	令和三年八月一日
福井療院	宇陀市室生大野二二五三	令和三年八月十一日
近藤クリニック真美ヶ丘腎センター	八 北葛城郡広陵町馬見北六丁目一	令和三年八月二十七日
ひらかわファミリー歯科	生駒市東松ヶ丘一六一一一 第二 阪栄ビル一階一〇二号	令和三年九月六日